

奨学金制度のご案内

当院には、保健師・助産師・看護師・薬剤師を目指している学生の皆さんに奨学金を貸与する制度があります。貸与の資格、条件等は下記のとおりです。

◆貸与の資格

- ・ 成績が優秀で、健康であること
- ・ 品行方正であること

◆貸与の条件

養成学校等を卒業後、引き続き奨学金の貸与を受けた期間以上、市立大町総合病院に勤務すること。

◆貸与の決定

本人及び保護者との面接により、毎年、予算の範囲内で貸与者を決定します。

◆貸 与 額

保健師・助産師・看護師	：	月額 6万円以内
薬剤師	：	月額 10万円以内

◆貸 与 期 間 養成学校等の正規の修業期間内

◆利 率 年3%

◆奨学金の返還

次の場合、奨学金は返還していただきます。

- (1) 貸与期間が終了したとき
- (2) 学校等を退学し、又は奨学金の貸与を辞退したとき
- (3) 奨学金の貸与を停止されたとき
- (4) 学校等を卒業した日から1年以内に免許を取得しなかったとき
- (5) 当院の実施する採用試験に合格しなかったとき



ただし、次の①、②に該当する場合は返還を猶予します。

- ① 病院において常時勤務する看護師・薬剤師等として従事しているとき
- ② 学校等を卒業後、1年以内に看護師・薬剤師等の免許を取得しようとするとき

さらに、当院へ入職後、奨学金の貸与を受けた期間以上勤務することで、奨学金の返還が免除になります。

詳しくは、「市立大町総合病院奨学金貸与条例」、「市立大町総合病院奨学金貸与規程」をご覧ください。

◆申込手続き

下記の書類を市立大町総合病院総務課人事係へ提出してください。
厳正な審査後、貸与を認められた人には決定通知書を送ります。

提出書類

養成学校等に在学している人

- 奨学金貸与申請書
- 在学証明書
- 養成学校等の成績証明書
- 住民票の謄本（未成年者はこの他に戸籍の謄本）
-

養成学校等に入学が決まっている人

- 奨学金貸与申請書
- 入学が決定していることの証明になる書類
- 最終学校の成績証明書
- 住民票の謄本（未成年者はこの他に戸籍の謄本）

※不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。
お問合せ

市立大町総合病院 事務部 総務課 人事係

〒398-0002 長野県大町市大町 3130

TEL：0261（22）0415

FAX：0261（22）7948

e-mail：hospital@hsp.city.omachi.nagano.jp